

第18号議案

平成30年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	41,253千円
賃貸棟数	2棟
(2) 土地造成事業	
稲敷土地造成事業	
土地造成費	408,499千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	42,798千円
第1項 営業収益	42,777千円
第2項 営業外収益	21千円
第2款 土地造成事業収益	56,362千円
第1項 営業収益	56,120千円
第2項 営業外収益	242千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	32,612千円
第1項 営業費用	30,334千円
第2項 営業外費用	1,678千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	53,317千円
第1項 営業費用	50,902千円
第2項 営業外費用	1,215千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,499千円は、過年度分損益勘定留保資金408,499千円で補てんする。)

支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	408,499千円
第1項 土地造成費	408,499千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 18,292千円 |
| (2) 交 際 費 | 11千円 |

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦